

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所(現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」)が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

データ国外移転安全評価弁法

(国家インターネット情報弁公室令第11号として2022年7月7日発布、同年9月1日施行)

第1条 データ国外移転活動を規範化し、個人情報の権益を保護し、国家の安全及び社会公共の利益を維持保護し、安全・自由な越境データ流通を促進するため、「中華人民共和国ネットワーク安全法」、「中華人民共和国データ安全法」、「中華人民共和国個人情報保護法」等の法律・法規に基づき、本弁法を制定する。

第2条 中華人民共和国国内の運営において収集及び生成した重要データ及び個人情報をデータ処理者が国外に提供する際の安全評価に、本弁法を適用する。法律又は行政法規に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

第3条 データ国外移転安全評価は、事前評価と持続的監督の組合せ及びリスク自己評価と安全評価の組合せを堅持し、データ国外移転の安全リスクを防止し、法による秩序立った自由なデータ流通を保障する。

第4条 データ処理者は、データを国外に提供する際に、次の各号に掲げる事由の1つがある場合には、所在地の省級のネット情報部門を通じ、国のネット情報部門に対してデータ国外移転安全評価を申告しなければならない。

- (一) データ処理者が重要データを国外に提供するとき。
- (二) 重要な情報インフラの運営者及び100万人以上の個人情報を処理するデータ処理者が個人情報を国外に提供するとき。
- (三) 前年1月1日から累計で10万人の個人情報又は1万人の機微な個人情報を国外に提供するデータ処理者が個人情報を国外に提供するとき。
- (四) 国のネット情報部門が定める、その他データ国外移転安全評価を申告する必要がある事由

第5条 データ処理者は、データ国外移転安全評価を申告する前に、データ国外移転に係るリスク自己評価を展開し、次の各号に掲げる事項を重点的に評価しなければならない。

- (一) データ国外移転及び国外受領者によるデータ処理の目的、範囲、方式等の適法性、正当性及び必要性
- (二) 国外移転データの規模、範囲、種類、機微度、並びにデータ国外移転が国家の安全、公共の利益及び個人又は組織の適法な権益にもたらす虞のあるリスク
- (三) 国外受領者が負担を承諾した責任・義務並びに責任・義務の履行に係る管理及び技術措置、能力等が国外移転データの安全性を保障することができるか否か
- (四) データが国外移転中及び国外移転後に、改ざん、破壊、漏洩、紛失若しくは移転に遭い、又は不法に取得され、不法に利用される等のリスク並びに個人情報の権益維持保護のルートが円滑であるか否か等
- (五) 国外受領者と締結する予定のデータ国外移転に関連する契約又はその他法的効力を有する文書等(以下「法的文書」と総称する。)で、データ安全性保護責任・義務を十分

に約定しているか否か

(六) その他データ国外移転の安全性に影響を及ぼす虞のある事項

第6条 データ国外移転安全評価を申告する場合には、次の各号に掲げる資料を提出しなければならない。

- (一) 申告書
- (二) データ国外移転リスク自己評価報告
- (三) データ処理者と国外受領者との締結する予定の法的文書
- (四) 安全評価業務に必要なその他の資料

第7条 省級のネット情報部門は、申告資料を受領した日から5業務日内に、完備性の確認を完了しなければならない。申告資料が整っている場合には、申告資料を国のネット情報部門に送付し、申告資料が整っていない場合には、データ処理者に返送し、かつ、補足する必要がある資料を一括告知しなければならない。

国のネット情報部門は、申告資料を受領した日から7業務日内に、受理するか否かを確定し、かつ、データ処理者に書面により通知しなければならない。

第8条 データ国外移転安全評価では、主として次の各号に掲げる事項を含め、データ国外移転活動が国家の安全、公共の利益又は個人若しくは組織の適法な権益にもたらす虞のあるリスクを重点的に評価する。

- (一) データ国外移転の目的、範囲、方式等の適法性、正当性及び必要性
- (二) 国外受領者が所在する国又は地域のデータ安全性保護に係る政策・法規及びサイバーセキュリティ環境が国外移転データの安全性に与える影響。国外受領者のデータ保護水準が中華人民共和国の法律・行政法規の規定及び強制的国家標準の要求に達しているか否か
- (三) 国外移転データの規模、範囲、種類、機微度、並びに国外移転中及び国外移転後に、改ざん、破壊、漏洩、紛失若しくは移転に遭い、又は不法に取得され、不法に利用される等のリスク
- (四) データ安全性及び個人情報の権益が十分かつ有効な保障を得ることができるか否か
- (五) データ処理者と国外受領者との締結する予定の法的文書において、データ安全性保護責任・義務について十分に約定しているか否か
- (六) 中国の法律、行政法規及び部門規則の遵守状況
- (七) 国のネット情報部門が評価する必要があると認めるその他の事項

第9条 データ処理者は、国外受領者との締結する法的文書において、少なくとも次の各号に掲げる内容を含め、データ安全性保護責任・義務を明確に約定しなければならない。

- (一) データ国外移転の目的・方式及びデータの範囲、国外受領者によるデータ処理の用途・方式等
- (二) データの国外における保存の場所・期限及び保存期限の到来、約定の目的の完了又は法的文書の終了後における国外移転データの処理措置
- (三) 国外受領者から他の組織・個人への国外移転データ再移転に対する拘束的要求
- (四) 国外受領者について、実質的支配権若しくは経営範囲に実質的な変化が発生し、又は所在する国・地域のデータ安全性保護に係る政策・法規及びサイバーセキュリティ環境に変化が発生し、並びにその他の不可抗力事由が発生して、データの安全性を保障することが困難になった場合に講ずべき安全措置

- (五) 法的文書で約定したデータ安全性保護義務に違反した場合の救済措置、違約責任及び紛争解決方式
- (六) 国外移転データが改ざん、破壊、漏洩、紛失、移転又は不法に取得され、不法に利用される等のリスクに遭遇した場合の、適切に応急処置を展開するという要求並びに個人が自身の個人情報の権益を維持保護することを保障するルート及び方式
- 第10条 国のネット情報部門は、申告を受理した後、申告状況に基づき、国务院の関係部門、省級のネット情報部門、専門機構等を組織して安全評価を行わせる。
- 第11条 安全評価の過程において、データ処理者の提出した申告資料が要求に適合しないことを発見した場合には、国のネット情報部門は、補足又は訂正をその者に要求することができる。データ処理者が正当な理由なく補足又は訂正しない場合には、国のネット情報部門は、安全評価を終了することができる。
- データ処理者は、提出した資料の真実性に責任を負い、虚偽の資料を故意に提出した場合には、評価不通過として処理し、かつ、法により相応の法的責任を追及する。
- 第12条 国のネット情報部門は、データ処理者に書面の受理通知書を発出した日から45業務日以内に、データ国外移転安全評価を完了しなければならない。状況が複雑であり、又は資料を補足・訂正する必要がある場合には、適宜延長をし、かつ、延長が見込まれる期間をデータ処理者に告知することができる。
- 評価結果は、データ処理者に対し、書面により通知しなければならない。
- 第13条 データ処理者は、評価結果に対して異議がある場合には、評価結果を受領して15業務日以内に国のネット情報部門に再評価を申請ことができ、再評価結果は、最終結論とする。
- 第14条 データ国外移転安全評価通過の結果の有効期間は2年とし、評価結果が作成された日から起算する。有効期間内に、次の各号に掲げる事由の1つが出現した場合には、データ処理者は、評価を新たに申告しなければならない。
- (一) 国外へのデータ提供の目的、方式、範囲、種類及び国外受領者によるデータ処理の用途・方式に変化が発生し国外移転データの安全性に影響が及ぶ場合、又は個人情報及び重要データの国外保存期限を延長する場合
- (二) 国外受領者が所在する国又は地域のデータ安全性保護に係る政策・法規及びサイバーセキュリティ環境に変化が発生し、並びにその他の不可抗力事由が発生し、データ処理者又は国外受領者の実質的支配権に変化が発生し、データ処理者と国外受領者の法的文書が変更する等して、国外移転データの安全に影響が及ぶ場合
- (三) 国外移転データの安全性に影響が及ぶその他の事由が出現した場合
- 有効期間が満了した場合において、データ国外移転活動を引き続き展開する必要があるときは、データ処理者は、有効期間満了の60業務日前までに、評価を新たに申告しなければならない。
- 第15条 安全評価業務に関与する関連機構及び人員は、職責の履行中に知り得た国家秘密、個人のプライバシー、個人情報、商業秘密、機密扱いの商務情報等のデータに対し、法により秘密保持をしなければならない、漏洩又は他人への不法提供及び不法使用をしてはならない。
- 第16条 いずれの組織及び個人も、データ処理者が本弁法に違反してデータを国外に提供していることを発見した場合には、省級以上のネット情報部門に通報することができる。
- 第17条 国のネット情報部門は、既に評価を通過しているデータ国外移転活動が、実際の処理過程においてデータ国外移転安全管理要求に適合しなくなっていることを発見した場合には、デ

ータ処理者に書面により通知し、データ国外移転活動を終了させなければならない。データ処理者は、データ国外移転活動を引き続き展開する必要がある場合には、要求に従って是正し、是正完了後、評価を新たに申告しなければならない。

第18条 本弁法の規定に違反する場合には、「中華人民共和国ネットワーク安全法」、「中華人民共和国データ安全法」、「中華人民共和国個人情報保護法」等の法律・法規によって処理し、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第19条 本弁法において「重要データ」とは、ひとたび改ざん、破壊、漏洩又は不法取得、不法利用等に遭った場合に、国家の安全、経済運営、社会の安定、公共の健康及び安全等に危害を及ぼす虞のあるデータをいう。

第20条 本弁法は、2022年9月1日から施行する。本弁法の施行前に既に展開していたデータ国外移転活動は、本弁法の規定に適合しない場合には、本弁法施行の日から6か月内には是正を完了しなければならない。

(法令原文名称：数据出境安全评估办法)